

郵送による転出届

(宛先) 鈴鹿市長

記入日	令和 年 月 日
届出人氏名	※自署
電話番号	※昼間に連絡がつく番号を記入してください。

届出の種類 ※いずれか一つを選択してください。	<input type="checkbox"/> 通常の転出	転出証明書を郵送します。
	<input type="checkbox"/> マイナンバーカードを利用した転出	有効なマイナンバーカードをお持ちの方のみ可能です。 転出証明書は交付されません。転入先でマイナンバーカードを提示し、4桁の暗証番号を入力することで、転入が可能です。
	<input type="checkbox"/> 国外への転出	転出証明書は交付されません。
	<input type="checkbox"/> 転出証明書の再交付	紛失・破損等による再交付を希望する場合のみ可能です。

新	住所	※国外へ転出の場合は国名のみ記入してください。		
	世帯主	<input type="checkbox"/> 届出人と同じ	<input type="checkbox"/> 届出人と異なる (氏名 :))
旧	住所	三重県鈴鹿市		
	世帯主	<input type="checkbox"/> 届出人と同じ	<input type="checkbox"/> 届出人と異なる (氏名 :))
異動日		※新住所に住み始める予定の日または住み始めた日を記入してください。		
		令和 年 月 日		
異動者 (転出する人) ※届出人も含めて記入してください。	氏名		生年月日	
	<input type="checkbox"/> 届出人と同じ		西暦・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
			西暦・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
			西暦・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
			西暦・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	

※必ず裏面をご確認ください。

注意事項

【同封物について】

郵送による転出届を送付する際は、以下のものを同封してください。

- 本人確認書類のコピー
運転免許証、マイナンバーカード、在留カードなど
- 返信用封筒（マイナンバーカードを利用した転出、国外への転出を選択した場合は不要です。）
切手を貼り、返送先の住所、届出人の氏名を記入してください。
※ 切手の金額に不足がある場合、不足分を追加で送付していただきますので、ご注意ください。
※ 返送先の住所の記入がない場合、おもて面に記入された新住所に転出証明書を送付します。

【転入届について】

- 通常の転出、転出証明書の再交付を選択した方は、転出証明書を送付しますので、届きましたら、異動日から14日以内に転入先の市区町村に転入届を行ってください。
- マイナンバーカードを利用した転出を選択した方は、転出届を受理したらご連絡しますので、連絡がありましたら、異動日から14日以内に転入先の市区町村に転入届を行ってください。
※ 異動日から14日を経過すると、マイナンバーカードによる転入届ができず、転出証明書が必要になる場合がありますので、ご注意ください。

【マイナンバーカードをお持ちの方へ】

マイナンバーカードは、転入先の市区町村で継続利用手続きをすることにより、引き続き利用することができます。ただし、以下のいずれかに該当する場合、マイナンバーカードが失効するため、ご注意ください。

- おもて面の異動日に記入した住み始める予定の日から、30日以上経過した後に転入届を行った場合
- 実際に住み始めた日から、14日以上経過した後に転入届を行った場合
- 転入届を行ってから、90日以内に継続利用手続きを行わなかった場合

送付する前にご確認ください。

- 送付先：〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号 鈴鹿市役所 戸籍住民課
- おもて面に記入漏れや誤りがないか。
- 本人確認書類のコピー、返信用封筒を同封しているか。
- 返信用封筒に、切手を貼り、返送先の住所、届出人の氏名を記入しているか。

※記入漏れ、同封物の不足、確認事項等がある場合、ご連絡します。

なお、連絡が取れない場合、手続きを進められないとご注意ください。